

令和7年度
社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会
職員採用試験案内

社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会

令和7年度 社会福祉法人氷川町社会福祉協議会職員採用試験案内

1 職務内容・受験資格・採用予定人員等

試験区分	職務内容	受験資格	採用予定人員
高等学校卒業程度	氷川町社会福祉協議会地域福祉事業、介護保険事業に従事する。	社会福祉士の資格を有する者。	1名程度

※年齢不問（定年62歳）

【欠格事項等】

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 氷川町社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 受験手続・受付期間等

申込書の請求方法		氷川町社会福祉協議会 HP からダウンロードして応募する。	
		直接取りにくる場合は、氷川町社会福祉協議会（八代郡氷川町島地651番地）に用意してあります。	
		郵送により請求する場合は、封筒の表に「氷川町社会福祉協議会職員採用試験申込書請求」と朱書きし180円切手を貼った宛名明記の返信用封筒（角2型）を同封のうえ、氷川町社会福祉協議会（八代郡氷川町島地651番地）へ請求して下さい。 ※令和7年9月1日から受け取ることができます。	
申込手続	申込方法	次の書類を氷川町社会福祉協議会に持参して下さい。なお、郵送する場合は、宛先、郵便番号を明記し表に「氷川町社会福祉協議会採用試験申込」と朱書きした封筒に入れて、必ず簡易書留郵便にして郵送して下さい。 氷川町社会福祉協議会職員採用試験申込書（受験票を含む）（必要事項記入、写真添付、署名、切り離さないで提出して下さい。）	
		令和7年9月1日（月）～令和7年9月30日（火）	
	受付期間	持参	受付時間 午前8時30分～午後5時30分まで 土曜日、日曜日は受付できませんのでご了承下さい。
郵便の場合		郵便の場合は、9月30日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。	

問い合わせ及び 申込先	社会福祉法人 氷川町社会福祉協議会 〒869-4814 八代郡氷川町島地651番地 Tel 0965-52-5075
----------------	------------------------------------------------------------------

* 申込者には受験票を郵送で交付します。令和7年10月31日(金)までに受験票が届かないときは、氷川町社会福祉協議会に問い合わせして下さい。

3 試験日時・試験会場・合格発表

試験	試験日時	試験会場	合格発表
第1次試験	令和7年 11月2日(日) 午前8時30分	氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地651番地 竜北福祉センター 研修室	令和7年11月中旬頃に 合否にかかわらず受験 者全員に文書で通知し ます。 なお、第1次試験合格者 は、採用予定人数の概ね 3倍程度を予定してい ます。
第2次試験	令和7年 11月下旬予定	氷川町社会福祉協議会 八代郡氷川町島地651番地 竜北福祉センター 研修室	令和7年12月上旬頃に 合否にかかわらず受験 者全員に文書で通知し ます。

【注意事項】

- (1) 試験当日は、指定された日時に試験会場に集合して下さい。遅れた場合は受験できないことがあります。
- (2) 試験会場への道順等については氷川町社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。
- (3) 第1次試験、第2次試験とも、電話による合否のお問い合わせにはお答えできません。

4 試験の時間割

(1) 第1次試験

第1次試験の時間割(予定)は、次のとおりです。

第1次試験時間割	
時刻	項目
8:30	受験者集合
8:40	受験者着席・試験監督者入室
9:00	職務基礎力試験開始
10:00	職務基礎力試験終了
10:20	受験者着席・試験監督者入室
10:30	作文試験開始
11:30	作文試験終了
11:50	受験者着席・試験監督者入室
12:00	適応性検査(職務適応性検査)開始
12:20	適応性検査終了

(注) 第1次試験の際は、受験票及び筆記用具(HBの鉛筆・消しゴム等)を持参して下さい。

さい。なお、時計を持参する場合は、時計機能だけのものに限ります。昼食の時間は設けません。

(2) 第2次試験

別途第1次試験合格者に通知します。

5 試験の内容

(1) 第1次試験

程度	区分	出題分野
高等学校 卒業程度	職務基礎 力試験	論理的に思考する力、文書を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題。
	適応性 検査	職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる。

* 全て択一式による筆記試験

作文試験	受験者全員について、文章による表現能力についての筆記試験
------	------------------------------

(備考)

- ① 教養試験又は適性検査のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は、不合格となります。
- ② 作文試験は第1次試験で実施しますが、採点は第2次試験の採点の際に行うので、作文試験の成績は、第1次試験の可否の評価には含まれず、第2次試験の可否の評価に含まれます。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者について次の試験を行います。

区 分	内 容
面接試験	人柄などについての個別面接による試験

(注) 試験の途中で棄権した者は、不合格となります。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、氷川町社会福祉協議会で作成された採用候補者名簿に記載され、令和8年4月1日以降の採用にあたって、名簿に記載された者の中から採用者を決定します。
- (2) この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和8年6月30日までとします。ただし、採用予定日から1ヶ月を経過するまでに勤務ができなかった場合は採用を取り消します。
- (3) 受験資格がないこと、又は採用試験申込書の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 初任給は、社会福祉法人氷川町社会福祉協議会職員給与・退職手当規程に基づき支

給しますが職歴等があれば加算調整されます。なお、このほか規程に基づき、期末手当、勤勉手当、通勤手当等をそれぞれの支給要件に応じて支給します。

7 試験結果の開示について

この試験結果については、受験した本人のみ開示を行います。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求は一切受け付けません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者全員	総合順位 科目別得点 総合得点	合格発表の翌日から1ヶ月間 (土、日、祝祭日を除く。午前8時30分から午後5時30分まで)	氷川町 社会福祉協議会
第2次試験		総合順位 総合評価		

*開示請求の際は、受験票又は合否通知書及び本人と確認できるもの【免許証等】を持参してください。